

国民健康保険条例の一部改正の概要

令和5年3月定例会 福祉健康委員会
第16号議案 参考資料 保険医療課

1 賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援金等分(支援分) **20万円** ⇒ **22万円**

2 保険料軽減の判定となる所得基準額の引き上げ(軽減対象が拡大)

① 5割軽減

基準額 $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{28.5万円} \times \text{被保険者数}$

⇒ 基準額 $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{29万円} \times \text{被保険者数}$

② 2割軽減

基準額 $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{52万円} \times \text{被保険者数}$

⇒ 基準額 $43万円 + (給与所得者等の数 - 1) \times 10万円 + \underline{53.5万円} \times \text{被保険者数}$

3 出産育児一時金の見直し

出産育児一時金(産科医療補償制度を含む) **42万円** ⇒ **50万円**

◎施行期日等 令和5年4月1日

- ・ 1・2は、令和5年度分の保険料から適用
- ・ 3は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金から適用

